

## 目 次

|      |  |     |
|------|--|-----|
| 1    | 製品アセスメントと本ガイドの目的                       | 1   |
| 1.1  | 製品アセスメントの目的                            | 1   |
| 1.2  | 本ガイドの目的                                | 1   |
| 2    | 対象                                     | 1   |
| 3    | 本ガイドの利用方法                              | 1   |
| 3.1  | 製品ごとの評価項目及び基準の設定                       | 1   |
| 3.2  | 製品アセスメントの実施方法                          | 1   |
| 4    | 製品アセスメント実施組織・体制と当工業会の役割                | 2   |
| 4.1  | 製造事業者における組織・体制                         | 2   |
| 4.2  | 当工業会の役割                                | 2   |
| 5    | 製品アセスメントにおける評価方法                       | 2   |
| 5.1  | 評価項目                                   | 2   |
| 5.2  | 個別評価                                   | 4   |
| 5.3  | 総合評価                                   | 4   |
| 5.4  | 環境面以外の評価との総合化                          | 4   |
| 6    | 製品アセスメントガイドライン（チェックリスト）                | 5   |
| 6.1  | 減量化・減容化                                | 5   |
| 6.2  | 再生資源・再生部品の使用                           | 5   |
| 6.3  | 包装                                     | 6   |
| 6.4  | 製造段階における環境負荷低減                         | 7   |
| 6.5  | 輸送の容易化                                 | 7   |
| 6.6  | 使用段階における省エネ・省資源等                       | 7   |
| 6.7  | 長期使用に関する対応                             | 8   |
| 6.8  | 収集・運搬の容易化                              | 9   |
| 6.9  | 再資源化等の可能性の向上                           | 9   |
| 6.10 | 手解体・分別処理の容易化                           | 9   |
| 6.11 | 破碎・選別処理の容易化                            | 11  |
| 6.12 | 環境保全性                                  | 11  |
| 6.13 | 安全性                                    | 12  |
| 6.14 | 情報の提供                                  | 13  |
| 6.15 | LCA（ライフサイクルアセスメント）                     | 15  |
| 7    | 製品アセスメントガイドラインの解説                      | 16  |
| 8    | 設計時に配慮・考慮すべき表示に関する規格・ガイドライン            | 31  |
| 8.1  | 容器包装識別表示等に関する家電業界のガイドライン               | 31  |
| 8.2  | 家電製品のプラスチック等部品の表示およびリサイクルマークのガイドライン    | 31  |
| 8.3  | 水銀使用ランプの適正分別・排出の確保ための表示等情報提供に関するガイドライン | 32  |
| 8.4  | 省エネラベリング制度                             | 33  |
| 9    | 参考資料                                   | 34  |
| 9.1  | 用語の定義・解説                               | 34  |
| 9.2  | 関連法規のリスト                               | 36  |
| 9.3  | 電球形 LED ランプの LCA 評価                    | 38  |
| 解説   |  | 解 1 |

## 1. 製品アセスメントと本ガイドの目的

### 1.1 製品アセスメントの目的

製品アセスメントは、当業界として製品の設計・製造に際し、流通—使用—使用後に至るライフサイクル全般を考慮して、使用済み照明製品の減量化・再資源化・処理の容易性等を促進するため、製品アセスメントマニュアルを策定し、その実施により、廃棄物問題の解決に資するものである。

製品アセスメントの実施に当たっては、

- (a) 有害化学物質の削減
- (b) 廃棄物・廃棄量の発生抑制
- (c) 循環的な利用の可能性向上
- (d) エネルギー消費の抑制

等に向けた工夫・配慮を組み込むとともに、

- (e) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」(資源有効利用促進法)による判断基準
- (f) 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」(水銀汚染防止法)で規定された要件
- (g) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)で規定された要件

を踏まえ、

- (h) 「容器包装リサイクル法」に基づく包装容器の削減

を含め、総括的な廃棄物量の削減を継続的に実効性あるものにすることを期するものである。

### 1.2 本ガイドの目的

本ガイドは、会員製造事業者各社における製品アセスメントの実施に当たって、

- (a) 製品アセスメントに新たに取り組む担当者に対し関連情報を提供し、
- (b) 実施すべき取組み内容に関する指針を示すことにより、

照明業界全体としての製品アセスメントの有効性と実効性向上に寄与することを目的とするものである。

## 2 対象

新たに設計・製造する全ての照明製品を対象とする。ただし、試作品やデモ用品は対象としない。

## 3 本ガイドの利用方法

### 3.1 製品ごとの評価項目及び基準の設定

製造事業者は製品の安全性及び耐久性等を勘案の上、簡条 6 (製品アセスメントガイドライン) に基づき、製品ごと又は製品群ごとの特性に応じた適切な評価項目、基準を設けるものとする。

### 3.2 製品アセスメントの実施方法

製造事業者は下記の内容を盛り込んだ自社の製品アセスメントの実施規定を策定し、製品アセスメントを行うものとする。

- (a) 製品の開発規定の中に製品アセスメントを位置づける。
- (b) 設計時点・試作時点・量産試作時点のいずれか、又は複数時点で実施する。
- (c) 評価基準は可能な限り定量化に努め、評価項目・評価方法と併せて、その社及び製品特性に応じたものとする。
- (d) 製品の新規度(材料・機構・機能など従来品との対比等)及び環境に及ぼす影響度に応じた評価項目・評価基準・評価方法を定めるものとする。
- (e) 製品アセスメントの実施状況の確認、製品アセスメント結果に基づく処置を行い、記録に残すものと

する。

- (f) 製品アセスメントのフォローとフィードバック，時代の変遷や技術の進歩により自社の製品アセスメント実施規定の見直しを適宜行う。
- (g) 実施当初においては，対応可能な項目から順次速やかに行うこととする。

## 4 製品アセスメント実施組織・体制と当工業会の役割

### 4.1 製造事業者における組織・体制

製造事業者は事業所ごと，又は本社に製品アセスメントの実施責任者を設置し，製品アセスメントの実施及びその記録の保管を行う体制を整える。

### 4.2 当工業会の役割

- (a) 当工業会は業界としての実施を促進するために必要に応じて製品アセスメント実施状況を調査する。
- (b) 各製造事業者に共通し，社会的に重要で緊急を要するようなテーマに関しては，他業界との関連性・共通性などを考慮しながら調査・研究を行う。その結果を今後の製品アセスメントマニュアル改正に反映する。
- (c) 中央省庁，地方自治体，消費者，学識経験者，素材・部品の製造事業者，再資源化事業者等との意見交換に努めるとともに，社会情勢や技術の向上に合わせて，本ガイドの見直しを必要に応じて行う。
- (d) 製品アセスメントの実施状況やその他について，積極的に広報啓発活動を行う。

## 5 製品アセスメントにおける評価方法

箇条 6 の「製品アセスメントガイドライン (チェックリスト)」では，個別評価項目については，できるだけ数値化しやすい評価方法を示し，基準となる製品（従来同等製品・機種等）と比較しやすいよう配慮した。

評価方法には，これら評価項目ごとに行う「個別評価」と，全ての項目の評価結果を統合して行う「総合評価」がある。製品ごとにどの評価項目を採用するか，評価項目ごとの点数化や評価項目間の重みづけのあり方等については各社の任意である。

### 5.1 評価項目

ここでは，箇条 6 の「製品アセスメントガイドライン (チェックリスト)」の構成と評価項目の概要について示す。

#### 5.1.1 ガイドラインの構成

チェックリスト構成と記述内容は表 5.1 の通り。

表 5.1 チェックリストの構成と記述内容

| 項目   | 各構成の記述内容   |
|------|--|
| 評価項目 | <ul style="list-style-type: none"><li>・もれなく製品アセスメントを実施するための検討項目リストを提示する。</li><li>・製品アセスメント実施の目的・方向を示す。</li></ul> |
| 評価基準 | <ul style="list-style-type: none"><li>・項目ごとの評価を行う際の視点・考え方を示す。</li><li>・Yes/No で回答可能な疑問文の形で記載する。</li></ul>        |